月2回発行　2026年11月1日／毎月1・15日発行　昭和29年10月12日第3種郵便物認可　通巻2509号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

No. 2509

特集Ⅰ

危険予知にヒヤリ体験加える

「想定外」を「想定内」に変えて災害予防へ

東亞合成　名古屋クリエイシオR＆Dセンター

特集Ⅱ

元請け・協力会社が立場を越え安全討議

作業工程に潜むリスク考える

日本認証／桑野道路長生・明谷トンネル工事（清水建設）

ニュース

現場監督　4割超にうつ・不安障害疑い

厚労省　過労死防止白書を公表

労働災害動画 配信しています！
↓コチラから
安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

11月1日号
2026

社労士が教える 労災認定の境界線

高血圧の運転者が作業後に胸の痛み

＜執筆＞
一般社団法人SRアップ21 長野会
社会保険労務士法人 しなのSC
代表 田中 勇司

第394回

■ 災害のあらまし ■

運送会社のトラック運転手Aさん（46歳）は、荷受け先企業の配送センター構内で、倉庫代わりに使用していた4ｔトラックの荷台からパレットなどの備品を取り出そうとしていた。その際、ホロウィング（荷台幌）の開閉用ロープを緩めたところ、猛烈な突風が吹き、トラックが浮き上がるとともにホロウィングが一気に開いた。Aさんは、把持していたロープごと空中に引っ張り上げられ、その後落下した。幸い、落下直後には目立った外傷はなく、自力で動くこともできたため、念のためトラックの運転席で約30分休んでいた。しかし、その後、背中と胸に激しい痛みが生じ、息苦しさも出現したため救急車を要請。「急性大動脈解離 Stanford B」と診断された。

■ 判断 ■

会社は、業務災害に該当すると判断して労災申請を行ったが、労働基準監督署は、基礎疾患の増悪による自然発症、すなわち私傷病の可能性があるとして、慎重に調査を進めた。最終的には申請から約8カ月後、**業務上**災害と認定された。

■ 解説 ■

まず労災認定における「脳・心臓疾患の認定基準」について、基本的な考え方・対象疾病・認定要件の3点を確認したい。

脳・心臓疾患は、動脈硬化や動脈瘤などの血管病変が、加齢、生活習慣、遺伝などの個人的要因によって徐々に形成・進行・増悪し、ある時点で突然発症するものである。そのため、このような経過を経て勤務中に発症した疾患（脳内出血・脳梗塞・クモ膜下出血・心筋梗塞・狭心症・心停止・

重篤な心不全・大動脈解離など）には、業務災害認定の二大要件である「業務遂行性」が認められても「業務起因性」は認められないのが通常である。

一方、業務による過重な負荷が血管病変等を著しく増悪させ、その結果として発症したと認められる場合には、仕事が相対的に有力な原因となったものとして労災補償の対象となる場合がある。この「業務による明らかな過重負荷」については、次の３つの認定要件がある。

・認定要件１長期間の過重業務：発症前おおむね６カ月間の長時間労働や労働時間以外の負荷

・認定要件２短期間の過重業務：発症前おおむね１週間の長時間労働や労働時間以外の負荷

・認定要件３異常な出来事：発症直前から前日にかけて、極度の緊張・興奮・恐怖などの精神的負荷、急激かつ著しい身体的負荷、作業環境の急激な変化などがあったか

以上となる。

さて、Aさんについては、発症前６カ月間、休日出勤や時間外労働がほとんどなく、定型的な配送業務に従事していたため、長期間・短期間の過重業務に該当する要素は認められなかった。また、Aさんには高血圧症の基礎疾患があり、診断名も「外傷性大動脈損傷」ではなく、内科的に自然発症する可能性のある「急性大動脈解離Stanford B」であった。このため、労基署からは基礎疾患が増悪して自然発症した私傷病である可能性も考慮された。

しかし、本件では発症直前に、①猛烈な突風という予測困難な外力、②ロープを把持している状態での急激な牽引、③身体が空中に浮き上がる事態、④その後の落下、



⑤事故後短時間での胸部・背部痛と呼吸困難、という一連の出来事が発生している。

会社側は、これらを通常の業務では到底想定されない「異常な出来事」と捉えた。突風による車両の異常な動きによって身体を急激に上方へ牽引され、さらに落下したことは、極度の恐怖や反射的な緊張を伴うとともに、急激な身体的負荷や血圧上昇をもたらした可能性がある。そして、その直後から症状が出現していることから、この異常な出来事が大動脈解離の発症を誘発し、少なくとも発症時期を著しく早めた有力な要因であると主張した。

このような事情を労基署に説明した結果、高血圧症という基礎疾患が存在していたにもかかわらず、本件災害と大動脈解離との間に業務起因性が認められ、最終的に労災として認定された。

本事例は、基礎疾患を有する労働者が脳・心臓疾患を発症した場合であっても、単に「持病による自然発症」と判断するのではなく、発症直前にどのような異常な出来事があり、それが身体にどの程度の急激な負荷を与えたのかを具体的に検討することが重要であることを示す事例である。

www.srup21.or.jp